

築地地区まちづくり事業に関連する中央区の要望事項に係る合意書

中央区（以下「甲」という。）と築地まちづくり株式会社（以下「乙」という。）は、乙が行う築地地区まちづくり事業（以下「本事業」という。）に関連し、令和6年4月26日付けで中央区長及び中央区議会議長から ONE PARK×ONE TOWN グループ代表企業三井不動産株式会社宛てに提出された「築地市場跡地開発に関連する要望について」（以下「要望書」という。）における要望事項（以下「要望事項」という。）に関し、次のとおり合意書（以下「本合意書」という。）を取り交わす。

（要望事項に係る乙の取組内容）

第1条 乙は本事業を実施するに当たり、別紙のとおり各要望事項に対する取組内容を履行するものとする。

（要望事項に係る継続協議事項）

第2条 甲及び乙は、要望事項に関連し、前条に規定する取組内容のうち、次に掲げる事項については、本合意書の取り交わし後も引き続きその実現に向けて継続協議を行い、双方合意に至った上で実施するものとする。

- 一 市場橋交差点から采女橋交差点までの歩行者ネットワーク・デッキ等の整備内容等（別紙 1-2 関連）
- 二 円滑な車両交通の処理に係る整備（別紙 2-1 関連）
- 三 区有地施設へのアクセス路整備（別紙 2-2 関連）
- 四 区有地施設の再編時における荷捌き場及び駐車場等の食のインフラ機能の整備に係る詳細計画（別紙 2-5 関連）
- 五 区有地施設の機能の継続的な確保方法及び跡地開発敷地内の人工地盤と区有地施設とのデッキレベルでの接続方法等の詳細並びに区有地施設再編の整備及び運営の在り方（別紙 3-1 関連）
- 六 前各号に掲げるもの以外で別紙取組内容の詳細のうち継続協議が必要となる事項

（地位の承継）

第3条 本合意書の取り交わし後、乙が本事業の実施者の地位を第三者に承継する場合は、乙は、当該第三者に対して本合意書における乙の地位を承継するものとする。

（疑義の協議）

第4条 本合意書に定める事項又は本合意書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第5条 本合意書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年8月6日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
中央区長 山本 泰人

乙 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
築地まちづくり株式会社
代表取締役 上田 二郎